

むつ市議会第245回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和2年8月25日（火曜日）午前10時開会・開議

◎農業委員会委員就任代表挨拶

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第4 議案第70号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第71号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第6 議案第72号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第7 議案第73号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

第8 議案第74号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第9 議案第75号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算

第10 議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算

第11 議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第12 議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第13 議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算

第14 議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

第15 議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算

第16 議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第17 議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について

第18 議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算

第19 報告第18号 令和元年度むつ市健全化判断比率について

第20 報告第19号 令和元年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管理者	村田	尚	農委員会 委員長	坂本	正一
総務部長	吉田	真	総務部 市長室	千代谷	賀士子
企画政策 部長	松谷	勇	財務部長	吉田	和久
民生部長	中村	久	福祉部長	須藤	勝広
健康 推進部長	中村	智郎	子ども みどり skidse office にりつ 所 こ長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市 整備 部長	中里	敬
農委 事務局 事務局長	金浜	達也	教育部長	角本	力

水道長
上下局

濱谷重芳

部策監長
務進課
務務

杉澤一徳

部課幹
務務
総総主

井戸向秀明

部課事
務務
総総主

菊池亘

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝悦

次長

中野敬三

総括主幹

青山諭

主任主査

葛西信弘

主幹

堂崎亜希子

主任主査

井田周作

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第245回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎農業委員会委員長就任代表挨拶

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に、就任の挨拶を行います。

さきの定例会において同意し、むつ市農業委員会委員に選任されました19名の委員を代表いたしまして、むつ市農業委員会会長の坂本正一氏より就任のご挨拶をお願いいたします。

○農業委員会会長（坂本正一） ただいまは、議長より丁寧なご紹介ありがとうございました。

おはようございます。むつ市議会第244回定例会におきまして、市議会のご同意をいただきましたむつ市農業委員会委員19名を代表して、ご挨拶をさせていただきます。

まずは、むつ市議会第245回定例会開催に当たりまして、このような挨拶の機会を設けていただきましたことに心より御礼を申し上げます。

私たち農業委員は、農業委員会等に関する法律を遵守し、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられている農地等の利用最適化の推進に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

近年少子高齢化に伴う農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されている中で、地域の農地を守り、担い手を育て支援する組織として、農業生産の基盤であり、かつ地域のかけがえのない貴重な資源である農地の有効利用を図り、将来に引き継

いでいかなければならない大事な使命があると考えております。

さらに、農地の守り手として、その健全な発展に寄与するため、農地法などにより、その権限に属された事項についての公平公正な事務の執行に努めてまいる所存でございます。

つきましては、議員の皆様方のさらなるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、委員19名を代表して、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしく願います。

○議長（大瀧次男） これで就任の挨拶を終わります。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配付の名簿のとおりであります。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されておりますので、お手元に配付しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、1番佐藤武議員及び16番富岡幸夫議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月9日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月9日までの16日間と決定いたしました。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午後10時07分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

7月31日開会のむつ市議会第159回臨時会において行った行政報告以降、国及び県の対応並びにこれまで実施した市の取組についてご報告させていただきます。

まず、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向にはいまだに歯止めがかからず、国内でも先の緊急事態宣言発出前に増して感染者が発生する状況に変化はありません。

こうした中、8月7日に開われました国の第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会から、社会経済と感染対策の両立のための目標と基本戦略を政府に提案するため、「新規感染者数の動向」、「入院患者数の動向」及び「検査体制」の分析を基に「今後想定される感染状況と対策について」が示されました。

この中で、各都道府県で今後想定される感染状況を踏まえ、これを4つのステージに分類し、更にステージごとの指標、目安及び講ずべき施策が示されるとともに、「ステージに関わらず現時点において講ずべき施策」が具体的に明示されております。

これらの指標は、感染症対策を強化するための目安であり、一つひとつの指標に左右されることなく、国や地方自治体は、総合的な判断の下、感染の状況に応じ積極的かつ機動的な対策を講じていくことが求められております。

また、その際、地域によっては医療提供体制を始め様々な環境が異なるため、実情に応じて判断することが必要であり、医療資源が限られている地域においては、これらの指標に満たない段階であっても、積極的に対策を講じることが求められることとされております。

一方、国が感染症対策を講じる基準として、感染者数だけではない指標を用いたことは大きな変化であると認識しており、本市としても新たな国の基準に基づく対策を考える必要があるものと認識しております。

青森県では、8月14日には、7月31日以来、33例目の感染者が発生したところであります。

お盆休みに鑑み、三村青森県知事から「我々は

誰しもが新型コロナウイルスに感染したり、知らないうちに感染させたりする可能性があります。基本的な感染防止対策の徹底など、感染リスクを少しでも減らすための努力をしなければならないことは当然であります。県民お一人お一人が思いやりの気持ちを持って、これまでと同じように帰省される方々を温かい心で受け入れていただくようお願いいたします。」とのメッセージが寄せられております。

また、私からは、8月3日にYouTubeの「むつ市長の62ちゃんねる」で、感染症対策の注意喚起を含め、「8月のお盆の時期、感染が拡大している地域からの帰省は控えましょう。」とし、さらに、帰省する場合の注意点についてのメッセージを市民の皆様にお伝えしたところであります。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するため鋭意努力してまいります。

以上を受け、「むつ市の基本的対処方針」を始め、7月31日以降、この危機突破の柱となる「予防医療対策」及び「経済対策」に係るむつ市感染症危機突破プロジェクトチームの取組並びに「新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策」について、ご報告いたします。

それでは、国及び青森県の方針を踏まえた「むつ市の基本的対処方針」についてご報告いたします。

はじめに、大規模イベント等の開催については、7月22日に開かれました国の第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ対処してまいります。

また、イベント等の開催に当たっては、感染防止対策に係る種々のガイドラインに従った行動をお願いすることといたします。

次に、市有施設につきましては、今後、原則として開館することとしておりますが、利用方法に一部制限を設けることとし、感染症の発生状況によっては、施設の閉館を余儀なくされるものと考えており、国が示した新しい生活様式に従い、密を避けるなど感染予防に万全を期してご利用いただくようお願いいたします。

次に、首都圏への移動につきましては、東京都を中心として新型コロナウイルス感染症患者がいまだ発生していることに鑑み、感染防止対策の徹底をお願いするとともに慎重な行動をお願いいたします。

首都圏以外への移動につきましても、移動先の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講ずるようお願いいたします。

また、感染拡大の防止対策として、今後においても、国が運用する新型コロナウイルス接触確認アプリの活用を推奨していくことといたします。

なお、各都道府県で想定される感染状況を踏まえ、基本的な感染予防の徹底等、講ずべき施策が国の分科会から提案されておりますので、市においても迅速なリスク評価の下、合理的な感染症対策を速やかに実行してまいります。

次に、対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

はじめに、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

7月に入り東京都の感染者数が100人を超える日が続くなど、東京都を中心とした地域での感染者数増加を受け、また、特にこの本庁舎はワンフロアのため、感染者が発生した際に感染が広がるリスクが市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、7月11日から7月31日までの間、首都圏4都県への出張を原則禁止としておりました。

その後、首都圏以外の地域でも感染者数が増加

していることを受け、8月1日から8月31日までの間、関東、中部、近畿及び九州地方への出張を原則禁止とするとともに、私用旅行の自粛を要請しております。

その他の地域につきましては、不要不急の出張及び私用旅行を避け、かつ、やむを得ず出張等をする場合には所属部長等へ事前に報告することとしております。

以上は、職員及びその家族はもちろん、来庁される市民の皆様を守るための措置でもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ総合病院の検査体制についてご報告いたします。

現在の新型感染症外来におけるPCR検査につきましては、検体採取後に市外の検査機関に送付しており、結果が判明するまでには1日から3日程度の日数を要しております。

今後につきましては、年内には病院内にPCR検査機器を設置する予定となっており、早期判定が可能となります。

次に、公共施設の利用の再開についてご報告いたします。

市内94施設のうち、キッズパークにつきましては、例年お盆期間中は普段の2倍以上の利用があり、施設の性質上、利用者同士の接触が避けられないことから、8月8日から16日まで休止いたしました。8月17日から再開しております。

再開に当たりましては、新しい生活様式に留意するとともに、利用方法に一部制限を設けるなど感染防止対策を講じながら運営しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

はじめに、むつ市緊急経済対策13事業の8月21日までの状況についてご報告いたします。

まず、「緊急支援給付金事業」についてであり

ますが、8月1からは飲食業、宿泊業等の14業種に加えて、これらに関連して影響のある業種についても対象とし、8月31日まで申請受付を延長しております。

この緊急支援給付金につきましては、1,000件の想定に対し978件の申請を受け付けしております。

次に、「飲食店家賃補助事業」についてであります。7月31日で申請の受付を終了し、300件の想定に対し260件の給付を決定しております。

次に、「宿泊業支援事業」についてであります。7月31日で申請の受付を終了し、55件の想定に対し37件の給付を決定しております。

次に、「非正規雇用労働者支援事業」についてであります。7月31日で申請の受付を終了し、400件の想定に対し41件の給付を決定しております。

次に、「むつ市感染症あんしん飲食店等認定制度」についてであります。8月21日現在、認定飲食店等は211件となっております。

本制度につきましては、申請受付開始から2か月以上経過している現在においても申請数が増えており、市内事業者の皆様の感染症に対する意識の高まりを感じているところであります。

今後は、条例を制定した上で、認定期間中の対策の確認や問題点等を聞き取りし、さらに、感染予防の啓発物品や消毒液の提供等を行うなど、支援を充実してまいります。

次に、「むつ市中小企業小口資金特別保証制度の特別枠」についてであります。市内の4金融機関が7月末までに74件の融資を決定したこと及び6月から審査中の1件が8月末までに決定見込みであることから、予算枠に達することとなるため、申請の受付は終了しております。

次に、「子どもみらい応援事業」についてであります。これは国の子育て世帯への臨時特別給

付金に1万円を上乗せして給付するもので、給付については一般分支給対象者4,470人に対し、4,469人に給付を完了しております。

また、随時、申請を受け付けしております公務員につきましては、1,645人に給付を完了しております。

次に、「奨学生緊急支援事業」についてですが、給付については、98人の対象者に対して96人、金額では1,323万円、貸与については、13人の申込みがあり、金額では195万円の支出となっております。

次に、「むつ市のうまい！仕送り事業」についてですが、8月1日から対象者に親元を離れ市外に通っている高校生も加え、申請期間も8月31日まで延長しているところであります。

受付状況といたしましては、1,200件の想定に対し958件の申請を受け付けしております。

次に、「マスク配布事業」についてですが、7月31日をもって事業完了となっております。

次に、「ステイホーム応援事業」についてですが、8月10日に各家庭へのごみ袋の配布を終えております。

次に、「水道料金の減額」についてですが、2か月分で4万9,387件、1億39万9,000円の減額を行い、事業完了となっております。

最後に、「プレミアム付商品券事業」についてですが、7月に販売済みの7億円分相当の商品券が市内482店舗で利用されており、未販売の5億円分相当の商品券については、8月21日から9月4日までの間で往復はがきによる販売予約を受け付けしているところであり、9月下旬には販売することとしております。

次に、第159回臨時会で御議決を賜りました経済対策6事業の8月21日までの状況についてご報告いたします。

まず、「農業産地化応援給付金」、「畜産業未来

応援給付金」、「林業持続化応援給付金」及び「漁業持続化応援給付金」についてであります。これら4事業は、コロナ禍により価格が下落した一次産品の生産者を応援し、生産の継続と意欲の向上を図るもので、対象者に申請書等を同封した申請案内を通知し、申請書を受理後速やかに給付することとしております。

次に、「観光施設等感染予防対策支援事業」についてですが、これは市内のホテルや旅館等の民間宿泊施設等への検温システム導入に対する補助及び北の防人大湊安渡館や奥葉研修景公園等の市有観光施設に検温システムを導入するものでありまして、民間施設分につきましては補助金制度の案内を通知し、市有観光施設への導入につきましては現在調達準備をしているところであります。

本事業により市内の宿泊施設や観光施設等への検温システム導入を速やかに完了させ、市民の皆様が安心して観光客の皆様をお迎えできる環境を構築してまいります。

次に、「下北地域教育旅行助成事業」についてですが、この事業は県内の小中学校、高等学校、大学等にむつ下北を教育旅行で訪れていただき、ジオパークを始めとしたむつ下北の魅力を体感していただくとともに、教育旅行による観光業への副次的な支援を行うため、貸切バス費用の一部を一般社団法人しもきたTABIあしすとを通じて助成するものであります。

しもきたTABIあしすとでは、これまで複数の学校から問合せをいただいております。そのうち青森市の中学校の教育旅行が決定したとのことあります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策についてご報告いたします。

8月7日、むつ公共職業安定所、むつ労働基準監督署、青森県、そして、むつ市を構成員とする

「アツギ東北離職者雇用対策本部」がむつ公共職業安定所内に設置され、続けて第1回雇用対策本部会議が開催されました。

私自身も出席して、関係機関の皆様が連携して雇用対策にあたられることを強くお願い申し上げます。

対策本部では、離職者ニーズの把握、求人事業所の開拓及び求職者にマッチングした情報提供を行うためには、近隣自治体、経済団体等との連携・協力が不可欠であることから、8月28日に関係する団体等を含めた「雇用対策連絡会議」を開催することを決定しております。

私自身も、先日、六ヶ所村の戸田村長を訪ね、「雇用対策連絡会議」への参加を依頼するとともに、村内企業での雇用確保について特段のご協力をいただきたいとお願い申し上げ、戸田村長からは前向きなお返事をいただいたところであります。

次に、対策本部の昨日及び本日の具体的な動きについてであります。アツギ東北株式会社むつ事業所内に公共職業安定所の臨時庁外窓口であるアシストハローワークを開設しており、市といたしましては、主に離職される方々の健康保険や税に関する相談に対して寄り添って対応しているところであります。

次に、市の具体的な雇用対策についてであります。アツギ東北株式会社むつ事業所を含む新型コロナウイルス感染症の影響による市内事業所からの離職者を市が直接雇用するため、会計年度任用職員採用に係る経費を今定例会の補正予算案として提案するとともに、現在、求職者のニーズを把握した上での対策について検討を進めている段階にありますことから、事業に係る予算措置が必要な場合には改めて市議会にお諮りしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私といたしましては、離職者の皆様は1日でも

早く安心して生活できるよう、経済界を含めた関係機関と力を合わせ全力で前例にとらわれない雇用対策に力を注いでまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針に基づき、市民の皆様と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第20 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第70号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第20 報告第19号 令和元年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてまでの17件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました15議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第70号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所の投票管理者等の報酬額を従事した時

間に応じた額とするほか、選挙長等の報酬額を同法において規定する額に改める等のためのものがあります。

次に、議案第71号及び議案第72号の人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月31日をもって任期が満了となります。坪二三子氏を推薦し、及び本年7月31日をもって退任されました委員の後任として川畑恵子氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第73号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、7億2,463万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、439億9,177万5,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、下北半島と青森市を結ぶ離島航路の運航維持に伴う補助金を増額しておりますほか、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方々を支援するための緊急雇用創出事業費を計上しております。

民生費には、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、マスク等の衛生用品や備品の整備を支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費を計上しております。

衛生費には、国の特別定額給付金の支給対象とならない本年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれた新生児の保護者に対し、新生児一人当たり10万円を給付するため、にっこりっこ新生児特別定額給付金事業費を計上しておりますほか、新ごみ処理施設整備事業に係る下北地域広域行政事務組合負担金を増額しております。

商工費には、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に休止した指定管理施設の運営を支援するため、各施設の指定管理料を増額するほか、宿

泊業を支援するため、青森県民を対象とした宿泊費助成等を実施する宿泊業消費喚起事業費を計上しております。

教育費には、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防等に対応した環境を整備し、児童生徒の学びを保障するため、新型コロナウイルス感染症対策施設整備事業費及び学校保健特別対策事業費を計上しております。

諸支出金には、むつ総合病院における新型コロナウイルス感染症対策に係る病棟改修工事及び医療機器等整備に要する経費として、一部事務組合下北医療センター負担金を増額しておりますほか、水道施設整備事業に係る出資金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、市債には漁港整備債及び水道施設整備事業債を、繰越金には前年度決算剰余金を計上しております。

なお、債務負担行為についてであります。PFI方式により実施いたします(仮称)田名部まちなか団地整備事業につきまして、基本設計、実施設計及び建設工事並びに令和6年度から15年間の維持管理を実施する事業者の選定のため、限度額を23億9,299万3,000円、期間を令和2年度から令和20年度までとした債務負担行為の追加をしております。

次に、議案第74号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、介護給付費負担金等の精算により国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金が生じたことに伴う1億2,805万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、67億4,630万6,000円となります。

次に、議案第75号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてであります。本案

は、海氷タンクの修繕等に係る120万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、1,411万5,000円となります。

次に、議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は394億4,028万5,098円で、これに対する歳出総額は391億8,752万9,057円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では1億8,135万3,228円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

令和元年度の実質収支は、平成22年度から10年連続で黒字決算を維持することができました。また、財政調整基金の増額及び長期債繰上償還により実質単年度収支においても、2,674万5,970円の黒字決算となりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年4月～6月期のGDP（国内総生産）は、戦後最悪のマイナス成長となり、コロナ前の水準に回復するには、3年から4年を要するとも言われており、先行きが全く見通せない状況となっております。

このような状況の中、歳出においては扶助費の増加のほか、一般廃棄物処理施設建設事業に伴う下北地域広域行政事務組合負担金の操出しに多額の一般財源を要することになり、歳入においては、人口減少に伴う個人市民税の減収が見込まれ、大幅に財源が不足する可能性がありますことから、今後も財政運営は厳しさが続くものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、財政健全化をより一層推進し、歳入に見合った財政規模への転換を継続するとともに、新たな財源の確保に努め、真に必要な事務事業を見極めながら効果的かつ効率的な行政経営に取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存

じます。

次に、議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は61億8,558万2,236円で、これに対する歳出総額は59億1,890万6,667円となり、歳入歳出差引き2億6,667万5,569円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積立てしております。

次に、議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は5億4,144万1,121円で、これに対する歳出総額は5億3,375万6,721円となり、歳入歳出差引き768万4,400円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、共に17億7,941万1,193円となっております。

次に、議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、共に4,552万3,812円となっております。

次に、議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は66億573万3,065円で、これに対する歳出総額は64億3,038万5,824円となり、歳入歳出差引き1億7,534万7,241円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を介護保険財政調整基金に積立てしております。

次に、議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、共に799万1,742円となっております。

次に、議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてであります。本

案は、水道事業の当年度未処分利益剰余金 2 億 4,217万9,589円のうち、当年度純利益 1 億3,154万 3,663円を繰越利益剰余金とし、残額 1 億1,063万 5,926円を資本金に組み入れるためのものであります。

次に、議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益は17億6,981万203円で、水道事業費用は15億8,356万2,019円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では、1 億3,154万 3,663円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は企業債、一般会計負担金等で 7 億2,000万7,300円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で14億1,053万4,354円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6 億9,052万7,054円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、報告第18号 令和元年度むつ市健全化判断比率について及び報告第19号 令和元年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてであります。これらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上をもちまして、上程されました15議案 2 報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

ただいま私が申し上げました提案理由の中の議案第81号の歳出総額のところで、「64億3,083万 5,824円」と申し上げましたが、正しくは「64億 3,038万5,824円」でありましたので、訂正をさせ

ていただきます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明 8 月26日から28日までと 8 月31日及び 9 月 1 日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明 8 月26日から28日までと 8 月31日及び 9 月 1 日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、8 月29日及び30日は休日のため休会とし、9 月 2 日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前 1 0 時 4 0 分 散会